

## 新たな環境基本計画における戦略的プログラム(循環部分)の構成(案)

下線は循環基本計画にない部分の記述

現行環境基本計画の構成	新たな環境基本計画の構成(案)
<p>1 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代の社会経済活動が環境問題の原因となっていることを指摘しつつ、適正な物質循環を確保した社会経済システムへの移行が必要な現状を指摘</li> <li>・我が国の物質収支や再生利用量を概観しつつ、廃棄物等の発生量の抑制及びリユース、リサイクルの推進等の課題を明示</li> <li>・循環基本法を始めとした循環型社会の形成に向けた法体系を整備し、その的確な運用等を通じた政府一体となって取組を進めていく必要性を記述</li> </ul>	<p>1 現状と課題</p> <p>循環基本計画第1章「現状と課題」に即しつつ、循環基本計画のフォローアップでの指摘事項等の状況の変化を反映させるのが適当ではないか。</p> <p>(1) 現状</p> <p>非持続的な大量生産・大量消費型の活動様式による環境上の問題点や、我が国の物質フローの状況、循環基本法を始めとした各種法制度の充実等について整理</p> <p><u>加えて、G8サミットにおける「3Rイニシアティブ」の合意等の国際的な取組といった新たな動向についても記述</u></p> <p>(2) 課題</p> <p>現状を踏まえ、循環を基調とした社会経済システムの実現や、これに関連した関連法等の充実及び取組について記述</p>
<p>2 目標</p> <p>(1) 循環を基調とする社会経済システムの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済システムから発生する環境負荷が増大している中で、循環を基調とするシステムの構築の重要性を指摘</li> <li>・特に、循環型社会の構築のために重要な廃棄物問題の解決に向け、廃棄物処理の優先順位等、循環型社会基本法の考え方を提示</li> </ul>	<p>2 中長期的な目標</p> <p>2025年に到達すべき目標像として、循環基本計画第2章「循環型社会のイメージ」を参照しつつ、同時期の目標像を提示した「<u>環境と経済の好循環ビジョン</u>」(平成16年5月中央環境審議会答申)等に即して、将来的に目指すべき社会経済システムを提示すべきではないか。</p> <p>将来的に実現すべき社会経済システムの内容については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環基本計画に示された自然の循環と経済社会の循環といった持続的な社会経済システムを実現する上で重要な要素を整理</li> <li>・<u>環境と経済の好循環ビジョンに2025年の将来像として示された「資源が循環しエネルギー効率の高い社会」の内容を位置付け</u></li> </ul>

現行環境基本計画の構成	新たな環境基本計画の構成（案）
<p>(2) 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の構築を着実に推進していく観点から、数値目標を設定する必要性と、その際の考え方について整理</li> </ul>	<p>(<u>具体的な数値目標については、別に項目立てし「5 取組推進に向けた指標」として位置付け</u>)</p>
<p>3 施策の基本的方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の物質循環と社会経済システムの物質循環には密接な関係があり、両者の適正な循環を確保</li> <li>・廃棄物・リサイクル問題については、循環型社会基本法に基づき、循環基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に実施</li> <li>・政府一体となり、循環型社会基本法や、各種個別法の適正な運用を確保</li> <li>・循環型社会の形成に必要な、グローバルな視点や地域の視点、経済構造の見直し等の様々な視点を整理</li> <li>・国民や事業者の意識、行動を変革していくよう、環境教育・環境学習の振興や民間団体等による自発的な活動を促進</li> <li>・適切な政策展開を図っていく基礎となる各種データの迅速かつ的確な把握等の推進</li> </ul>	<p>3 施策の基本的方向</p> <p>現行環境基本計画における施策の基本的方向を参考に、循環基本計画の策定や、そのフォローアップにおける主要な指摘等を踏まえ、以下に示す状況の変化を反映させ、今後の循環分野における将来的な施策展開の大枠を示した内容とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両者の適正な循環を確保</li> <li>・循環政策の一層効率的・効果的な実施を推進する観点から、多様な関係者による役割分担の明確化、連携の促進を明示</li> <li>・その際、循環基本計画第4章「国の取組」、第5章「各主体の果たす役割」等も参考</li> <li>・循環型社会の形成に向けた新たな重要な視点として、  <u>国全体の観点と地域の実情を踏まえ、ライフスタイルの变革と関係者の協働に根ざした循環型の地域づくりの推進</u>  <u>「ゴミゼロ国際化行動計画」等を受け、適正な資源循環を国際的に確保していくための具体的方策の推進</u>  <u>地球温暖化対策等、他の環境政策の分野との相乗効果の発揮へ配慮した取組等の検討</u> </li> <li>・循環型社会の形成状況に関する基礎データについては、物質循環の把握の迅速化等を図るとともに、<u>先行的・安定的に物質循環を把握していくための新たな補助指標等を検討</u></li> </ul>

現行環境基本計画の構成	新たな環境基本計画の構成（案）
<p>4 重点的取組事項</p> <p>(1) 自然界における物質の適正な循環を確保するため、環境保全のための施策や、環境保全に適合した農林水産業の持続的な推進を確保するための施策を実施</p> <p>(2) 循環型社会の形成に必要な施策を総合的かつ計画的に講じていく観点から、循環基本計画の具体的な方向を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・学習の振興や人材の育成等、国民の自発的な活動を促進</li> <li>・国、事業者、住民及び周辺地方公共団体等と連携した地方公共団体の施策の推進</li> </ul> <p>・公共機関における再生品の利用等による需要の増進</p>	<p>4 重点的取組事項</p> <p>上記の基本的方向を踏まえ、重点的に取り組むべき事項を整理し、<u>環境基本計画において、循環政策の今後の概要を示すべきではないか。</u>その際、循環基本計画第4章「国の取組」において位置付けられている事項との整合性に留意する。</p> <p>また、多様な主体による取組を促進するため、循環型社会基本計画第5章「各主体の果たす役割」を踏まえつつ、<u>関係者の果たすべき役割について、将来的に期待される役割も含めて位置づけるべきではないか。</u></p> <p>さらに、<u>環境基本計画に定めた考え方に沿って、施策の詳細については、状況の変化に即した点検・見直しを行いつつ、次回の循環型社会基本計画の見直しにおいて体系的に施策を位置付けていくことを明記すべきではないか。</u></p> <p>(1) 循環型社会の形成に向けた重点施策</p> <p>ア 自然界における物質循環の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス・ニッポン総合戦略の着実な実施</li> <li>・<u>環境保全を重視する農林水産業への移行の推進</u></li> </ul> <p>イ 一人ひとりのライフスタイルに根ざした地域重視の循環型社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>循環型社会形成の最終的な担い手となる国民のライフスタイルの変革等の活動の促進</u></li> <li>・<u>国と地方公共団体が構想段階から協働し、地域の目標・計画に即した循環型社会の形成に必要な基盤整備の推進</u> 等</li> </ul> <p>ウ 循環型社会ビジネスの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン製品・サービスの提供の推進や環境ラベリング等の関係情報の提供</li> <li>・<u>レンタル・リースやサービサイジング等、事業者による自主的取組の促進</u> 等</li> </ul>

現行環境基本計画の構成	新たな環境基本計画の構成（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成に向けた対策の優先順位や、排出者責任、拡大生産者責任の考え方等の政策手法等の考え方を整理</li> <li>・適正な再生利用・処理施設や情報基盤の整備、科学技術の振興といった社会基盤の整備の推進</li>   <li>・国際社会と協力し合いながら循環型社会の形成を推進</li> </ul> <p>(3) 上記のほか、個別・具体的課題を循環基本計画において明らかにするとともに、容器包装等の法制度について、その施行状況について不断の検討を行い、必要な見直しを実施</p>	<p>エ 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現在課題となっている廃棄物等の上流対策等（例えば容器包装廃棄物の発生抑制等）の一層の促進</u></li> <li>・<u>国際的な動向も踏まえつつ、製品中に含まれる有害物質の使用量の削減に向けた仕組みの強化</u> 等</li> </ul> <p>オ 循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国際的に適正な資源循環を確保する「ゴミゼロ国際化行動計画」、バーゼル条約等に基づく対応等の着実な実施の推進</u></li> <li>・<u>リサイクルポートの整備等を通じた国際静脈物流システム等、関係府省が連携した取組の検討</u> 等</li> </ul> <p>カ 地球温暖化対策等の他の環境分野との横断的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>京都議定書目標達成計画に沿って、廃棄物熱利用の促進や廃棄物発電の導入を促進</u></li> <li>・<u>地球温暖化対策に資する高効率の施設整備の促進</u> 等</li> </ul> <p>キ 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>物質循環の状況や、廃棄物の発生量等の状況等の的確な把握・分析を行うとともに、個別の廃棄物処理でも情報技術を活用</u></li> </ul> <p>(2) 施策のより効率的・効果的な実施に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか、<u>施策内容については、状況の変化に応じて点検を行った上で必要な見直しを行うこととし、その詳細については、平成19年度を目処に行われる循環基本計画の見直しにおいて体系的に位置付け</u></li> <li>・特に、関係者間の適切な役割分担を踏まえつつ、平成17年度から個別リサイクル法等の評価・検討を着実に実施</li> </ul>

現行環境基本計画の構成	新たな環境基本計画の構成（案）
<p>（「2 目標（2）数値目標」を踏まえ、新たに位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の構築を着実に推進していく観点から、数値目標を設定する必要性と、その際の考え方について整理</li> </ul>	<p>5 取組推進に向けた指標</p> <p>循環型社会形成のための指標としては、循環基本計画第3章「循環型社会形成のための数値目標」（物質フロー指標、取組指標に関する定量的な目標）を中心に位置付けるべきではないか。</p> <p>加えて、国際的な物質循環等の影響等も把握できる補助指標等を検討すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物質フロー指標に関する基本となる目標として、循環基本計画における資源生産性等の指標を位置付け</li> <li>・<u>一時的な土石の大量使用や国際的な物質循環等の影響が把握できる補助指標を検討すべきこと、将来的には、他の環境分野の取組との相乗効果や、多様な経済活動ごとの循環型社会形成に向けた自主的取組の影響を把握できる指標等についても検討すべきことを記述</u></li> <li>・取組指標に関する目標として、循環基本計画における廃棄物に対する意識・行動に関する目標等を位置付け</li> <li>・その際、<u>これらの国の取組指標に沿って、地域の目標設定を推進していくべきことについても記述</u></li> </ul>